

# ドイツ対外文化政策の刷新と継続

— 歴史的考察 —

Change and Continuity of German Foreign Cultural Policy  
— A Historical Analysis —

川村 陶子

成蹊大学一般研究報告 第49巻第4分冊

平成27年12月

BULLETIN OF SEIKEI UNIVERSITY, Vol. 49 No. 4

December, 2015

# ドイツ対外文化政策の刷新と継続

— 歴史的考察 —<sup>1</sup>

## Change and Continuity of German Foreign Cultural Policy — A Historical Analysis —

川村 陶子  
Yoko KAWAMURA

### はじめに——ブランド・マネジメント成功国？

本稿では、ドイツの対外文化政策の展開を、国際文化関係の運営という観点から歴史的に分析し、その特徴を検討する。

ドイツ連邦共和国は、第二次大戦敗戦後、戦争や独裁、ホロコーストといった近現代史の重荷を背負い、分断国家として出発したが、今日ではヨーロッパの中心国、経済大国、環境大国として、世界で安定した地位を築いている。BBCの国家イメージ調査においては2012年、2013年と「最も好感度の高い国」としてランクされ<sup>2</sup>、2012年の英国シンクタンクの調査でも、国別ソフト・パワー・インデックスの第3位を占めた<sup>3</sup>。マーケティングの観点からは、ブランド・マネジメントに成功している国と評価できるだろう。

ただ、ブランド・マネジメントといっても、ドイツでは、とりわけ統一前において、政府が戦略を立てて外国市民に働きかけるようなパブリック・ディプロマシーは積極的に追求されてこなかった。同国の対外的な「対市民関係」は、対外政策の一分野である文化外交（ドイツ語では対外文化政策 *auswärtige Kulturpolitik*<sup>4</sup>）によって培われてきた。ドイツの対外文化政策は、対話志向あるいは交流志向とも形容できる独特の性質を

1 本論文は、日本国際政治学会2014年度研究大会の部会1「文化外交の光と影」における報告ペーパーに、必要最低限の改訂を加えたものであり、科学研究費助成研究（基盤研究（B）、2014年度～2015年度）の成果の一部である。第4節以降の論述内容は、2013年7月に筆者が神戸大学で行った講演の記録「ドイツ対外文化政策の変容——ヨーロッパ統合進展の中で：新たな一歩か、原点回帰か」を基にしている（坂井一成・岩本和子（編）『EUアイデンティティ構築とその政治的意義』神戸大学大学院国際文化研究科異文化研究交流センター、2014年3月所収）。また、原稿執筆にあたっては、ドイツの媒介機関ifa元事務総長クルト・ユルゲン＝マース（Kurt-Jürgen Maaß）氏から多くの助言をいただいた。記して感謝申し上げる。

2 “Views of China and India Slide While UK’s Ratings Climb: Global Poll  
<<http://www.worldpublicopinion.org/pipa/2013%20Country%20Rating%20Poll.pdf>>;  
“Russian image has deteriorated: BBC World Service Poll”  
<<http://www.bbc.com/news/27685494>>、いずれも2015年9月14日閲覧。

3 Jonathan McClory, *The Global Persuaders III: A 2012 Global Ranking of Soft Power*, Institute for Government, London, 06. September 2013.

4 ドイツ連邦政府は対外文化教育政策（*auswärtige Kultur- und Bildungspolitik*）という語も用いているが、本稿では対外文化政策で統一する。

もっている。その性質は、今日欧米のパブリック・ディプロマシー研究で関心を集めている「関係構築」「つながりづくり」とも密接に関連している。

筆者は、ドイツ対外文化政策の特徴は、文化外交やパブリック・ディプロマシーといった「国の外交」の視点から離れて、国際文化関係の運営という幅広い観点から眺めることで、より深く理解できると考える。そこで本稿では、まず近年のパブリック・ディプロマシー研究における「つながり志向」と文化外交への関心を概観し、そのような関心が国際関係をより幅広い枠組みから分析する必要性に基づいていること、また、ドイツの対外文化政策が「つながり志向のパブリック・ディプロマシー」と強い親和性をもつことを確認する。次に、そうした「つながり志向」や文化外交が、国際文化関係の運営という構図の中でどのような位置を占めているかを検討し、西ドイツ時代に確立した対外文化政策の理念的・制度的特徴を整理する。後半では、帝政期から今日までの対外文化政策の展開を概観し、その刷新と継続の様相を考察する。国際文化関係運営という大きな視点と、近代以来の長い歴史的スパンの中で、ドイツの対外文化政策の独自性を明らかにしていきたい。

なお、本稿では、ドイツの一般的用語である対外文化政策 (auswärtige Kulturpolitik) を、文化外交 (cultural diplomacy) とほぼ同義の語として用いる。

## 1. パブリック・ディプロマシー研究における「つながり志向」と文化外交への注目

米英を中心とする国際関係の研究や実践において、文化外交はパブリック・ディプロマシー (対市民外交<sup>5</sup>) との関連の中で論じられてきた。ふたつの概念の関係は複雑である。カル (Nicholas J. Cull) は、文化外交をパブリック・ディプロマシーの下部概念 (5つのタイプのうちの1つ) に位置づけており<sup>6</sup>、彼の類型論は日本でも渡辺靖が紹介している<sup>7</sup>。しかし、アングロ・サクソン圏以外の地域における用語法は、必ずしもそのような分類に当てはまらない<sup>8</sup>。トピッチ (Martina Topić) とロディン (Siniša Rodin) は、パブリック・ディプロマシーを「政府から市民へ (government to people)」と「市民から市民へ (people to people)」の2つのレベルに分け、前者を政策広報 (political information)、後者を文化的コミュニケーション (cultural communication) と区別した

5 日本の外務省は、パブリック・ディプロマシーの訳語として広報文化外交という語を用いている。外務省「広報文化外交」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/index.html>>、2015年9月14日閲覧。

6 Nicholas J. Cull, "Public Diplomacy: Taxonomies and Histories", *the Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Volume 616, March 2008, pp. 30-54.

7 渡辺靖『文化と外交』中公新書、2011年、70-86頁。

8 ギノ=ヘクトとドンフリードは、文化外交や文化交流 (cultural exchanges) をパブリック・ディプロマシーの一部とみる見方は冷戦期の米国に特徴的な思考であると論じている。Jessica C.E. Gienow-Hecht and Mark C. Donfried, "The Model of Cultural Diplomacy", in Gienow-Hecht and Donfried (eds.), *Searching for a Cultural Diplomacy*, Berghahn, New York 2010, pp. 13-29.

上で、後者の流れに文化外交を位置づけている<sup>9</sup>。また、北野充は、パブリック・ディプロマシーの活動を、①政策広報としての情報発信、②国際文化交流、③国際放送、④国家ブランド構築の4つに分けられるとしている<sup>10</sup>。本稿では、トピッチとロディンの分類法に依拠しつつ、事業内容的には北野のいう国際文化交流に近いものとして文化外交という概念を用いていく。

2000年代後半以降、欧米では、文化外交を含むパブリック・ディプロマシーの議論において、「つながり志向」ともいうべき、双方向性あるいは相互的關係構築を重視する傾向が高まっている。そのような傾向は、しばしば「ニュー・パブリック・ディプロマシー」と形容されてきた。代表的論者であるメリッセン (Jan Melissen) は、ニュー・パブリック・ディプロマシーは国際関係に対する「よりリベラルな」見方に基づいており、安全保障面の関心と企業の活動が支配的であった米国的アプローチへの反動として出てきたと整理する。その上で、今日のパブリック・ディプロマシーの基盤として、①「他者」の声に耳を傾けること、②一方的発話よりも対話、③短期的な政策目標だけでなく長期的な関係構築、の三つが重要になっていると主張している<sup>11</sup>。

渡辺は、ナイ (Joseph S. Nye) のソフト・パワー論をふまえつつ、ニュー・パブリック・ディプロマシーを「政府の役割は多様なアクターが織りなす多層的なネットワークを『支配』することではなく、あくまでアクター間のパートナーシップづくりやプラットフォームづくりを『支援』することにあるという考え」と形容している。その上で、そのような考えが強まってきた背景には、「政府の直接的関与が強くなりすぎると (あるいはそう受け止められると)、かえってパブリック・ディプロマシーそのものの魅力や信頼性、正当性が損なわれてしまうという発想」があると述べ、「政府を介さない国民同士が市民レベルで行う『市民外交』や『民間外交』も (広義の) パブリック・ディプロマシーと見なす立場を支える発想でもある」としている<sup>12</sup>。

米国を拠点とするザハルナ (R. S. Zaharna) らは、今日パブリック・ディプロマシーで、関係構築、ネットワーク、協働の三つをキーワードとする「つながり志向への転換 (the connective mindshift)」が起きていると述べている。彼女らによれば、伝統的に米国においてパブリック・ディプロマシーは相手に勝つ手段とみなされ、一方的に働きかけるタイプの活動が中心であったが、21世紀の複雑化した世界においては対話と傾聴 (listening) による相互関係の醸成が重要になっており、共通関心に基づくトランスナ

9 Martina Topić and Siniša Rodin, "Cultural Diplomacy and Cultural Imperialism: A Framework for the analysis", in Topić and Rodin (eds.), *Cultural Diplomacy and Cultural Imperialism*, Peter Lang, Frankfurt am Main, 2012, pp. 9-48.

10 北野充「パブリック・ディプロマシーとは何か」(金子将史・北野充編『パブリック・ディプロマシー戦略』PHP研究所、2014年所収)、37頁。

11 Jan Melissen, *Beyond the New Public Diplomacy*, Clingendael Paper No. 3, Netherlands Institute of International Relations 'Clingendael', the Hague, October 2011, pp. 9-10.メリッセン自身は、この論文の中で、「伝統的」パブリック・ディプロマシーと「新しい (ニュー・)」パブリック・ディプロマシーという二分法は、政策を発展させていく上では生産的でないとも述べている。Ibid., p.3.

12 渡辺、前掲書、65-66頁。

シヨナルなネットワーク構築と共同の問題解決が外交の核心となっている<sup>13</sup>。北野充も、こうした英語圏での議論をふまえつつ、「主張するパブリック・ディプロマシー」と「交流するパブリック・ディプロマシー」を区別し、今日の世界では後者の役割が増していることを示唆している<sup>14</sup>。

パブリック・ディプロマシーの「つながり志向」に後押しされるように、米国では外交における文化に注目が集まっている。「9・11」後のパブリック・ディプロマシーを展望する論文集では、大使の経験もあるジョージタウン大学のシュナイダー（Cynthia P. Schneider）が、1990年代以来米国外交において軽視され続けてきた文化外交の再活性化を提唱している。彼女は、カミングス（Milton C. Cummings）に倣って文化外交を「国家やその国民の間で相互理解を醸成するために行われる意見、情報、芸術その他の文化の諸要素の交流」と定義した上で、そのような行為が長期的な関係構築を通して「米国に特徴的な価値や理想に対する評価を維持」できると主張する。とりわけ文学や映画、音楽などが、世界の人びとを米国の民主主義にひきつける役割を果たしてきたという<sup>15</sup>。

「つながり志向」という表現をあみ出したザハルナは、2012年に「パブリック・ディプロマシーにおける文化の目覚め」と題する論考を著した。彼女はそこで、入江昭の「すべての国際関係は異文化間関係である」<sup>16</sup>ということばを引用しながら、今日の国際関係において多様な「他者」の文化的アイデンティティに顧慮する必要性を論じている。彼女は、文化を、集団固有の特徴を表す人類学的な意味でとらえており、パブリック・ディプロマシーを異文化間コミュニケーションとして研究し実践することの大切さを繰り返し主張している<sup>17</sup>。

ここまで、近年のパブリック・ディプロマシー研究が、一方向的な働きかけから双方向的な関係構築へとその重点をシフトするとともに、国境を越えて人びとをつなぐ文化（シュナイダー）や異文化間関係としての国際関係（ザハルナ）に着目した国際関係のマネジメントを志向するようになってきていることを概観した。ドイツの対外文化政策は、第3節で検討するように、そのような「つながり志向のパブリック・ディプロマシー」に親和的な特徴をもっている。

「つながり志向のパブリック・ディプロマシー」への注目は、近代西洋で形づくられた主権・国民国家間関係としての国際関係を、より多様な主体が織りなす関係へと拡大してとらえる視点の転換を示唆している。そのような考え方は、すでに以前から、歴

13 R. S. Zaharna, Amelia Arsenault and Ali Fischer (eds.), *Relational, Networked and Collaborative Approaches to Public Diplomacy*, Routledge, London 2013.

14 北野、前掲論文、48-50頁。

15 Cynthia P. Schneider, "Culture Communicates: US Diplomacy That Works", in Melissen (ed.), *The New Public Diplomacy*, Palgrave, Basingstoke 2005, Chapter 8, p. 147, 163.

16 Akira Iriye, "Cultural Relations and Policies", in *Encyclopedia of the New American Nation*, <<http://www.americanforeignrelations.com/A-D/Cultural-Relations-and-Policies.html>>, 2015年9月14日閲覧。

17 R. S. Zaharna, *The Cultural Awakening in Public Diplomacy*, CPD Perspectives on Public Diplomacy, Paper 4, 2012.

史的視点で国際関係の分析に取り組む研究者が提起していた。たとえば、入江昭は、1980年代末頃から国際関係をより幅広い枠組みで見る必要性を認識し始め、国境を越えて人びとをつなぐ相互理解や交流の活動が世界秩序の「文化的な裏づけ」となるとして、そうした諸活動やそれらがつくり出す「つながり」の重要性に着目するようになったと回想している<sup>18</sup>。また、平野健一郎は、国家を単位とする従来の「動かない国際関係論」を、国境を越えて移動するヒト・モノ・カネ・情報のダイナミクスを視野に入れた「動く国際関係論」に転換すること<sup>19</sup>、さらには「国際関係を多様な文化単位間の関係に開放する」国際文化関係という新たな視圏を採用することを提唱している<sup>20</sup>。

筆者は、今日パブリック・ディプロマシーや文化外交を論じる上で、入江や平野が注目するような幅広い意味での国際関係——これを本稿では国際文化関係と形容する——の広がり意識することが不可欠であると考え。すなわち、国際関係は国家間の関係のみならず、多様な文化を背負った非国家主体が織りなす諸関係を含んでいるのであり、パブリック・ディプロマシーや文化外交はそうした社会的次元の諸関係をよりよい形で構築するための運営<sup>マネジメント</sup>としてとらえ、分析することが重要である。そこで次節では、国際文化関係の運営行為という枠組みの中に文化外交や「つながり志向のパブリック・ディプロマシー」を位置づける作業を行い、ドイツの対外文化政策の特徴とその歴史的な展開を分析考察する上での手がかりとしたい。

## 2. 国際文化関係運営行為としての文化外交

文化外交は、国家による国際文化関係の運営<sup>マネジメント</sup>である。国際文化関係の運営行為とは、

- (1) 国際関係を多様な文化を背負った主体が織りなす異文化間関係とみなし、それをよりよく形づくる行為、およびまた、
- (2) 文化的な手段や資源によって人びとの間につながりをつくることにより、国際関係をよりよい形で構築する行為

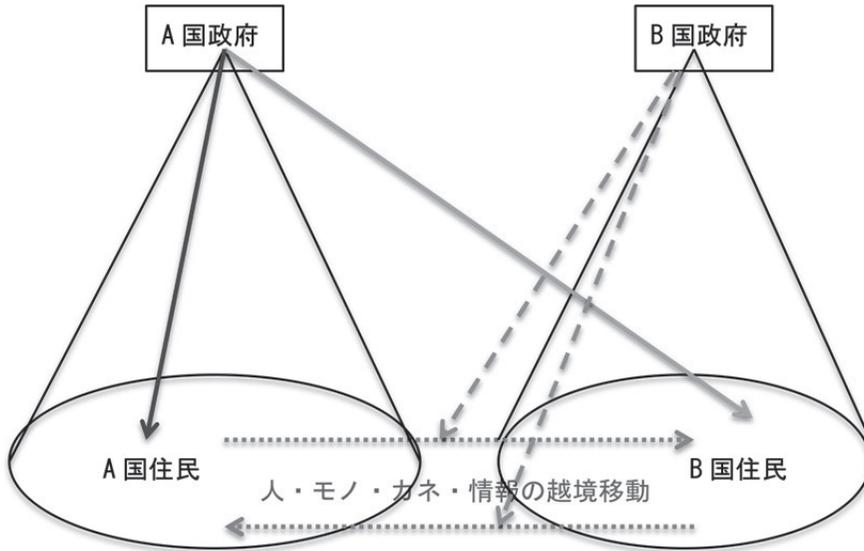
をさす。ここでの「文化」は、狭い意味での文化（人文的文化）と広い意味での文化（人類学的文化）の両方にまたがる内容をもつ。ただし、国際文化関係の自覚的な運営行為において扱われる文化の内容は、それぞれのケース（主体）によって異なる。

図1は、二国間における国際文化関係とその運営行為を単純化して示したものである。A国とB国の間で、異なる文化を背景とするヒト・モノ・カネ・情報が相互に移動し、さまざまな文化要素が人びとのつながりをつくり出す（図中の①）。こうした移動の圧倒的多くは、企業の経済活動や個人のキャリア追求、趣味や社会的活動などの日常的行為として行われるが、同時にそれらは結果として「文化的な国際関係」として立ち現れる。そして同時に、そのような「国際文化交流現象」を、より安定的あるいは創造的に

18 入江昭『歴史家が見る現代世界』講談社現代新書、2014年、35-38頁。

19 平野健一郎『国際文化論』東京大学出版会、2000年。

20 平野健一郎「まえがき——国際文化関係史研究の意義」（平野健一郎・古田和子・土田哲夫・川村陶子編『国際文化関係史研究』東京大学出版会、2013年所収）、i頁。



- ① .....→ 国際文化関係  
 (国際文化交流の現象、および民間の国際文化交流事業・活動。後者は非国家主体による国際文化関係の運営行為)
- ② - - - -→ 国家の国際文化交流政策、文化外交、「つながり志向」のパブリック・ディプロマシー  
 (社会的次元の国際文化関係に国家が関与することにより、国民間の関係やイメージを自国にとって好ましい方向へ導く)
- ③ ———→ 海外広報、伝統的なパブリック・ディプロマシー  
 (国家が外国の人びとに働きかけ、自国にとって好ましい世論やイメージをつくり出す)
- ④ ———→ 国内広報、国内の教育文化政策  
 (国家が自国内の人びとに働きかけ、国内の世論や文化状況を好ましい方向へ導く)
- ②+③+④ = 国家による国際文化関係の運営行為  
 (これ自体もまた、国際文化関係に含まれる)
- \*文化外交は全般的に②に相当するが、論者によっては③を含み、実際には④とも関連している。

図1 国際文化関係とその運営 (筆者作成)

形づくろうとする行為が生じてくる。それが「事業・活動としての国際文化交流」であり、多様な主体による国際文化関係の運営である<sup>21</sup>。入江が「文化国際主義」と表象した「国や民族とは異なる共同体を形成しようとする」思想に基づく個人や集団の活動<sup>22</sup>も、国際文化関係の運営行為の一部とみなすことができる。

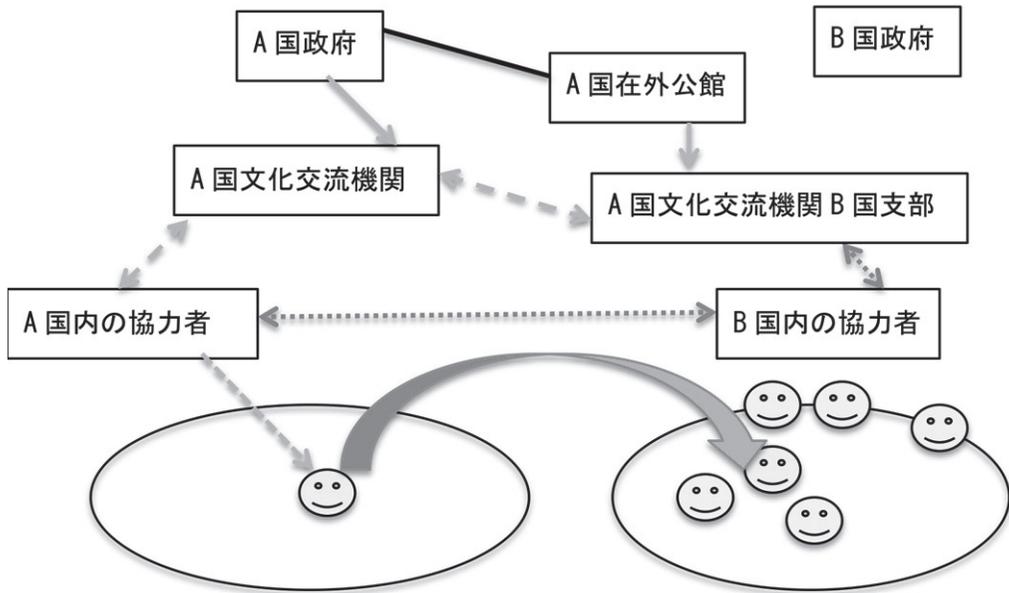
このような、社会的次元で自然発生的あるいは意図的に営まれる国際文化関係に対して、そのような関係が自国にとって好ましい状態に近づくよう、各国が直接あるいは間接に関与する行為が文化外交である（図中の②）。文化外交は、伝統的パブリック・ディプロマシー（図中の③）や、国内の広報・文化教育政策（図中の④）とも関連しており、それらとの峻別が難しい場合もあるが、後二者が国内外の人びとへの「働きかけ」を志向するのに対し、文化外交は「関係」や「つながり」の構築促進を重視することが特徴的である。

文化外交は国家の行為であるが、実際の政策の決定や実施には、多様な国家・非国家・半国家的主体が、直接および間接に関与する。たとえば、公的文化交流機関をもつA国が、B国内の都市でA国のアートに関する講演会を行う場合を考えてみよう（図2）。A国政府は公的文化交流機関に出資し、文化交流機関はその監督下において講演会事業を企画する。（図中の①）。どのような時代や分野のテーマがいか、自国内の協力者（美術館や大学、専門家など）の助言をあおぐこともあるだろう（図中の②）。B国に文化交流機関の支部がある場合は、現地の状況をヒヤリングしつつ決めることもある（同）。A国内では、公的文化交流機関の外に、人脈やノウハウを持つ個人や団体（NGO、研究機関など）がおり、そうした協力者がしばしばスピーカーの人選や声かけなどをサポートする（図中の③）。この間、実際には、B国内にもまた協力者がおり、その助言や要望を受けて講演のテーマやスピーカーの人選が決まっていくことが多い（図中の④）。こうした協議や委託の結果として、A国の著名アーティストがB国に派遣され、B国の聴衆に向けて講演を行い、聴衆とアーティストの間、ひいてはA国との間に「つながり」が生まれる（図中の⑤）。

国内外メディアの報道が取り上げ、文化交流機関が事業報告書に記載する「文化事業」は、アーティストの派遣と現地聴衆との交流（⑤）の部分である。しかし、実際には、①②③も含めた決定・実施のプロセス全体を「事業」とみなすことができる。国境を越えた「つながり」の構築という点から見れば、A国アーティストとB国聴衆の間だけでなく、事業の企画や実施を通して、A国協力者とB国協力者の間、またB国協力者とA国文化交流機関の間にも「つながり」ができる（④）。以上の事例はあくまで一例である。現実には、A国の文化外交の組織体制、A・B両国の政治や社会の構造、事業分野などにより、文化外交に関与する主体の数や関与の方法はさらに多様化する。

21 「現象としての国際文化交流」「事業としての国際文化交流」という概念は、戦後日本国際文化交流研究会の議論に依拠している。「戦後日本の国際文化交流——概観」（戦後日本国際文化交流研究会『戦後日本の国際文化交流』勁草書房、2005年所収）、4頁。

22 入江昭（篠原初枝訳）『権力政治を超えて——文化国際主義と世界秩序』岩波書店、1998年（原著1997年）、4頁。



- ① → 出資・統括  
 ② ← - - - → 事業委託・協力  
 ③ - - - → 人選・依頼  
 ④ ← - - - - - → 相談・協力（人選の要望、広報の依頼など）  
 ⑤ ⤵ 「文化事業」

\*文化外交の事業（program）は通常⑤をさす、広くは①②③④も含む。  
 \*国際文化関係の構築として、⑤の「事業」による「つながり」が目されやすいが、実際には④の部分においても「つながり」がつくられている。

図2 国際文化関係運営に関わるさまざまな主体（筆者作成）

このように複雑な国際文化関係の運営行為を、どのような観点から分析したらよいのだろうか。本稿では、以下の三点に着目する。

- (1) 文化の概念（what）
- (2) 相手との関わりかた（how）
- (3) 中心的主体と組織（who）

第一の「文化の概念」は、国際文化関係の運営において扱う文化とはいかなるものかという観点である。文化を、学問、芸術、遺産など人間集団の知的業績（人文的文化）とみなすか、より幅広く価値観や生活様式なども含むもの（人類学的文化）とみなすかで、文化事業の内容や重点のおき方が変わってくる。また、これと関連して、文化を人

間が活用し振興する資源(具体的な「対象」)としてみるか、人間集団のアイデンティティや生き方を規定する「枠組み」ととらえるかも、国際文化事業のあり方を方向づける。社会的ネットワーク構築を目指す「つながり志向」の文化外交においては、事業で扱う文化の内容を幅広く設定するとともに、世界の人びとを規定する文化的枠組みの多様性を意識しつつ、共通の問題関心に基づく協力を促進することが重要になると思われる。

第二の「相手との関わり方」は、国際文化関係をどのような方向性で運営するかという観点である。国際文化関係の運営には、大きく分けて、発信 (export/transmission)、受信 (import/reception)、交流 (exchange/collaboration) という三つのパターンがある。発信と受信は一方向的、交流は双方向的な関係の構築を志向する。国際文化関係運営において三つのパターンのいずれに重点を置くかは、国や地域、時代により異なってきた。欧米や近年の日本における文化外交論では、全体として発信が中心的な関心事であるが、20世紀後半の日本においては一少なくともことばの上では—国際文化交流という双方向的な概念が鍵となっていた<sup>23</sup>。これに対して、非西洋諸国ではむしろ、近代化の過程で「進んだ」外部の文化をとり入れる受信型の国際文化関係運営が中心であったといえる (20世紀初頭までの日本もそうであった)<sup>24</sup>。このような中で、欧米でパブリック・ディプロマシーの「つながり志向へのシフト」が起こっていることは、同地域でも国際文化関係運営の重点が発信から交流へと変化していることを示している。本来「関係」は相互的な行為であり、欧米、非欧米を問わず、異文化に向き合いそれを理解することは、国際文化関係運営の重要な一面である<sup>25</sup>。他方で、事業の名称や実施形態としては相互理解あるいは交流の形をとっていても、内実においては自文化を「理解してもらう」こと、すなわち自国文化の振興に重点がおかれるケースが、しばしばみられる。現実の文化外交の多くは、このようなグレーゾーンに位置すると考えられるが、本稿では基本的に政策を行う主体がどのような事業方針を意識しているかに焦点を当てる。

第三の「中心的主体と組織」は、文化の内容や相手との関係の営み方を誰がどのように決めるのかという、文化外交の実施体制にかかわる観点である。さきに検討したように、国際文化関係の運営には多様な主体が関与しており、文化外交の遂行においてどの主体が中心になるかは、国や時代によって異なる。現在、ヨーロッパ主要国や日本の文化外交では、図2のように政府が出資する文化交流専門機関が政府の外に存在し、社会レベルにおける「文化の担い手」が関係を営む際のつなぎ役になっている。フランスで

23 Yoko Kawamura, „Neues Nachdenken - Die auswärtige Kulturpolitik Japans“ in: Kurt-Jürgen Maaß (Hrsg.), *Kultur und Außenpolitik* (3. Auflage), Nomos-Verlagsanstalt, Baden-Baden, 2015, S. 377-388.

24 受信においては、異文化を受け入れるだけでなく、拒絶あるいは制限することもある。韓国が1990年代末まで採用していた日本大衆文化規制政策は、受信制限型文化外交の典例である。

25 本稿では割愛するが、国際文化関係と国内の異文化間関係との関連づけ——「内なる他者」との関わりを、国際文化関係の中でどのように扱うか——もまた、howの部分に関わる問題である。以下の試論を参照。拙稿「国際文化関係運営における共生のパラドクス——西ドイツ対外文化政策の事例から——」(権五定・斎藤文彦編『多文化共生』を問い直す——グローバル時代の可能性と限界』日本経済評論社、2014年所収)。

は長年、外務省が文化外交の決定実施の中核を担ってきたが<sup>26</sup>、同国でも2011年同省の管下に文化交流機関アンスティチュ・フランセが創設され、外務省に代わって文化会館のネットワークを統括するようになった<sup>27</sup>。ただし、文化交流機関を有する国の間でも、そのような機関が事業の企画や実施においてどれだけ自主裁量を有しているかはまちまちである。一般的には、文化外交実施主体の政府機構からの独立性が高いほど、外部からの信頼性が高まり、社会どうしの中長期的な「つながり」を深めやすくなると考えられる<sup>28</sup>。

以上三つの観点からみると、ドイツの対外文化政策は、「つながり志向」のパブリック・ディプロマシーの特徴を強く帯びている。次節では、今日の対外文化政策の全体像を概観した上で、三つの観点からドイツの政策の独自性を整理してみたい。

### 3. ドイツ対外文化政策の概要と特徴

2013/14年版の対外文化政策に関する連邦政府報告書（2015年5月出版、以下『連邦政府報告2013/14』）によると、ドイツの対外文化政策は政治的および経済的關係と並ぶドイツ外交の「第三の柱」である。安定した国際關係の幅広い基盤を形づくるとともに、世界におけるドイツへの信頼を醸成するとされている。具体的な政策目的は以下の通りである。知識や文化の共同生産と人びとの対話創出を通じて安定した国際關係基盤を構築すること、ヨーロッパおよび世界でドイツ語を振興すること、世界の危機や紛争の予防に貢献すること、ヨーロッパ統合を推進すること、世界における文化的多様性を維持すること、ドイツを現代的で魅力的な教育・学術・研究・キャリア形成の立地として紹介すること、ドイツを世界的に著名で創造的かつ多様な文化的景観をもつ国として示すこと、事実に即した生き生きとしたドイツ像を伝達すること<sup>29</sup>。

対外文化政策の実施体制は、間接的で分権的である。対外文化政策は連邦外務省が統括しているが、関連予算は複数の連邦官庁が所轄している。さらに、連邦制をとるドイツでは、国内の文化・教育政策の主権は16の州政府が有しており、国際協定の締結やヨー

26 欧州主要国の文化外交を比較した2009年出版の論文では、フランスを中心とする「ロマンス語圏諸国」では外務省が文化外交の中心的主体として各地の「学院」を統括するのに対し、英国やドイツでは在外文化会館が政府外の文化交流機関に所属し、「少なくとも形式的には独立している」と評していた。Eva Lutzmann und Gerald Schneider, „Global Players – Die Auswärtige Kulturpolitik Frankreichs, Großbritanniens, Italiens, Portugal und Spaniens“ in: Kurt-Jürgen Maaß, *Kultur und Außenpolitik* (2. Auflage), Nomos-Verlagsanstalt, Baden-Baden, 2009, S. 370.

27 フランス外務省のウェブサイトでは、アンスティチュ・フランセが「フランスの文化外交の責任を一身に負っている」と形容している。France Diplomatieウェブサイト “The Institut Français and the Alliance Française, promoting French culture overseas” <<http://www.diplomatie.gouv.fr/en/french-foreign-policy-1/cultural-diplomacy/france-s-overseas-cultural-and/article/the-institut-francais-and-the>> 2015年9月14日閲覧。

28 米国のシュナイダーは、米国では自国への尊敬獲得という政治目標に文化事業を従属させようと苦心してきたのに対し、英国やドイツなどでは文化交流と「政府の政策 (government policy)」を理念的および制度的に区別することによって長期的な関係を築いてきたとし、「文化交流のために文化交流を行う (culture for culture's sake)」アプローチの重要性を強調している。Schneider, *op. cit.*, pp. 157-158.

29 18. Bericht der Bundesregierung Auswärtige Kultur- und Bildungspolitik 2013/2014 (以下18. Bericht AKBP、ドイツ連邦外務省ウェブサイトにPDFファイル掲載), S. 15.

ロップレベルでの政策形成には州の協力が不可欠である。外務省は政策の大まかな方針を決め、政府と契約を結んだ分野別の専門機関に具体的な事業の立案実施を委託する。これらの機関はドイツ語でMittlerorganisationen（以下、媒介機関と総称）と呼ばれ、図2においては「A国文化交流機関」にあたり、自国（ドイツ）の政府と社会、ドイツの社会と外国の社会を媒介する、国際文化関係のつなぎ役としての役割を果たしている。

ドイツの対外文化政策のユニークな点は、この媒介機関が複数存在し、事業運営において大きな裁量を有していることである。主要媒介機関については、たとえばドイツ語普及と文化交流はゲーテ・インスティトゥート、大学交流はDAAD（ドイツ学術交流協会）、ポストクレベルの研究者支援はフンボルト財団、在外ドイツ学校の支援は在外学校センターというように、専門分野ごとの役割分担がなされている。これらの団体はそれぞれ連邦政府と枠組み契約を締結し、政府の資金的助成を受けて、自己の責任と裁量で文化事業を決定、実施している<sup>30</sup>。外務省のウェブサイトでは、対外文化政策のパートナーとして12の媒介機関を紹介しているが、このほかにもさらに国際放送ドイチュ・ヴェレや政党財団<sup>31</sup>など、組織、専門分野、政治的立場を異にする多種多様な団体が連邦政府の支援を受けて活動している。主体の多様性は、文化外交の中心的主体として単一の総合的機関を有する英国やフランス、日本とは大きく異なっている。

2014年には、年間15億9,100万ユーロ（2014年の為替レート平均1ユーロ＝約142円として約2,258億円）の対外文化政策予算が計上された。2013年の予算を省庁別にみると外務省（55.8%）、連邦教育学術省（19%）、首相府の文化メディア担当官（18.3%）の三つが主要な担当官庁で、このほか連邦経済協力省、連邦家族・高齢者・女性・青少年省、連邦内務省でも予算が計上されている。外務省予算の用途別振り分けは、事業費約33.2%、専門機関の組織運営費約31.5%、在外学校向け基金約29%、在外学校の建築基金約6.3%となっている<sup>32</sup>。2～3年前のフランスの文化外交予算は7億5,800ユーロ（2011年）、英国のパブリック・ディプロマシー予算は5億7,500万ユーロ（2011-2012年）であった<sup>33</sup>。文化外交関連予算の計上方法には国によって違いがあり、単純な比較は困難であるが、ドイツは他国と比して相対的に多くの資源を対外文化政策に投入していると考え

30 たとえば、ゲーテ・インスティトゥートと外務省との枠組み契約では、同インスティトゥートが外務省と連携をとりつつ、その事業を自己の責任において遂行することが合意されている。在外のドイツ文化会館における事業の企画決定権は、各文化会館の館長が有するとされている。*Rahmenvertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und dem Goethe-Institut e.V.*, Berlin 2004, 1-3, 4-4両者の間では、最初の枠組み契約が1969年に締結され、76年の第二次契約でゲーテ・インスティトゥート側の大幅な裁量が保障された。

31 政党財団（politische Stiftungen）は、ドイツ独自の非営利団体である。組織的には政党から独立しているが、主要各政党に近い政治的立場で政治教育活動を行い、政府からの資金援助も受けている。連邦レベルではコンラート・アデナウアー財団（キリスト教民主同盟系）、フリードリヒ・エーベルト財団（社会民主党系）、ハインリヒ・ベル財団（緑の党系）など6つの団体が活動している。

32 18. Bericht, S. 26-31.用途別振り分けの割合は筆者計算。

33 James Pamment, "West European Public Diplomacy" in: Mai'a Davis Cross and Jan Melissen (eds.), *European Public Diplomacy: Soft Power at Work*, Palgrave Macmillan, New York 2013, pp. 17-18.

てよいだろう<sup>34</sup>。

政府予算で維持される在外施設や人員ポストは、2012/13年版の連邦政府報告書（2014年2月出版、以下『連邦政府報告2012/13』）によると以下の通りである。ドイツ語教育と文化交流のためには、世界92カ国に145のゲーテ・インスティトゥート（ドイツ文化会館）と10の連絡事務所、世界各地に約1,700の「パートナー学校」（ドイツの卒業資格がとれる学校やドイツ語教育に力を入れている学校）。学術・研究交流関連では、DAADの在外支所15と情報センター54、外国の大学での講師ポスト約500、10の人文系研究所、ドイツ考古学研究所の支所20カ所。さらに世界各国でドイツとの二国間交流を推進する170の協会も、対外文化政策の拠点の一部に位置づけられている<sup>35</sup>。英国やフランスと比べて在外公館の数は少ないが、文化関係の在外拠点ネットワークはヨーロッパ主要国で最大級と見積もられる<sup>36</sup>。

対外文化政策の理念と制度の基盤は、戦後の西ドイツ時代に形成された。前節で列挙した国際文化関係運営の3つの分析視点（what、how、who）に沿って整理すると、その原則的特徴は以下のように形容できる。

第一に、何を文化事業で取り扱うか（what）の観点では、幅広い人類学的な文化概念を採用している。事業で扱う文化の内容を広義にとらえ、アクチュアルなテーマを積極的にとり入れる。政策領域としては、芸術交流や言語普及といった狭い意味での文化事業だけでなく、教育研修や科学分野の国際政策が重要な位置を占めており<sup>37</sup>、これに加えて開発協力政策における教育・技術援助分野や青少年政策における国際交流など、多様な省庁の所轄事業が対外文化政策の構成要素として位置づけられている。

第二に、相手とどのように関わるか（how）については、双方向のパートナーシップを重視する。国際文化関係における相手国側の主体を、働きかけの対象ではなく越境対話のパートナーと位置づけ、ドイツ側からの一方的な情報提示や自国文化普及ではなく、ドイツ側が相手側の文化を理解したり、相手側の関心や要望にこたえたりといった「対等な目線」の「対話アプローチ」が重視される<sup>38</sup>。個々の文化事業の企画や実施におい

34 ちなみに、日本では、平成24年の政府予算における広報文化外交関連予算の総計は約958億円と見積もられる。内訳は、外務省の「広報文化交流及報道対策費」が約22億3,213万円、独立行政法人国際交流基金の運営費が約130億3,162万円、文化庁の「我が国の優れた芸術文化の発信・国際文化交流の推進」予算が411億4,000万円、文部科学省の「大学の国際化と学生の双方向交流の促進」予算が約394億3,900万円である。

35 17. *Bericht der Bundesregierung Auswärtige Kultur- und Bildungspolitik* (以下17. *Bericht AKBP*, ドイツ連邦外務省ウェブサイトにてPDFファイル掲載), Februar 2014, S. 9.

36 Pamment, *op.cit.*, p. 19.

37 2000年代頃から連邦政府では対外文化政策の呼称として「対外文化教育政策」という名称を併用するようになったが、これは「外務省の文化予算の中核的部分が教育分野（大学・学術交流、在外学校、職業研修）に充てられていることを明確にするため」であったとされている。Otto Singer, *Der deutsche Bundestag und die Auswärtige Kulturpolitik*, Wissenschaftliche Dienst des Deutschen Bundestages, 11. Oktober 2004, S. 3, Fußnote 3. 2012年度の対外文化政策予算の分野別内訳においても、在外学校関係が全体の29.3%、DAADが22.2%、フンボルト財団が5%を占めており、これらの教育・科学関係3分野の合計で全体の6割近くの子算が使われていることになる。17. *Bericht AKBP*, S. 12.

38 17. *Bericht AKBP*, S. 8.

でも、相手側との共同作業によって相互理解を深めることが主眼となる<sup>39</sup>。『連邦政府報告2012/13』では「文化の交流（出会いBegegnung）、実り多い意見交換、相互理解」を世界中で促進することにより、「未来志向の長期的なパートナーシップを築き、培うこと」をうたっている<sup>40</sup>。

第三に、誰が事業に関する決定権をもつか（who）に関しては、ドイツの対外文化政策では徹底した分権的实施体制を敷いている。すなわち、上述したとおり、民間ステイタスをもつ複数の媒介機関に個々の政策を委託し、事業の立案実施において媒介機関の大幅な裁量を認めている。図2でいうと、「A国政府」ではなく「A国文化交流機関」のレベルで、国内外の協力者と連携しながら、実質的な政策決定が行われる<sup>41</sup>。毎年の連邦政府報告では、こうした独特の分権的体制が、ドイツの社会における多様性と独立性を反映したものであると述べている<sup>42</sup>。媒介機関以外に、企業や民間財団、政党財団、教会、外国のドイツ協会（二国間協会）なども国内外のパートナーとみなされ、対外文化政策の主体として活動している。

ドイツの対外文化政策のこのような特徴は、パブリック・ディプロマシーにおける「つながり志向」とも強い親和性をもっている。シュナイダーは、米国に比べて他の国々は「文化外交を通じた関係構築が長期的で数値化できない性質を持っていることを高く評価してきた」<sup>43</sup>と論じ、その例証としてヨーロッパ諸国の文化外交の事例を挙げているが、ドイツの対外文化政策は、ヨーロッパ諸国のそれの中でも、社会レベルにおける双方向の中長期的な関係づくりをとりわけ強く志向しているといえる。三つの特徴のいずれもが、多様な社会的主体が織りなす国際文化関係の特質を見据え、社会レベルの交流（図1における点線①の動き）の安定的発展を促す姿勢を反映している。

三つの特徴は、西ドイツ時代、とくに1970年代のブラント-シュミット社民リベラル連立政権期に、3点の公的政策文書（外務省「対外文化政策の指針」1970年<sup>44</sup>、連邦議会「対外文化政策に関する調査委員会報告」1975年<sup>45</sup>、連邦政府「調査委員会報告に対する答申」1977年<sup>46</sup>）の形で公式化された。連邦政府はドイツ統一後に対外文化政策に関する新しい原則文書を2点公表しているが（外務省「対外文化政策2000年構想」2000

39 秋野有紀「ドイツ対外文化政策における理念の変遷と近年の課題」（伊藤裕夫・藤井慎太郎編『芸術と環境——劇場制度・国際交流・文化政策』論創社、2012年所収）、248頁。

40 17. Bericht AKBP, S. 5.

41 連邦政府（外務省）は、対外文化政策の全体的および地域的な計画をたて、媒介機関の事業はその枠内で事業を行うことになっている。連邦政府とゲーテ・インスティトゥートの枠組み契約（前掲）参照。Rahmenvertrag, 2004, 1-3.

42 17. Bericht AKBP, S. 9, 18. Bericht AKBP, s. 23.

43 Schneider, *op. cit.*, p. 158.

44 *Leitsätze für die auswärtige Kulturpolitik*, Auswärtiges Amt, Bonn, Dezember 1970. (以下*Leitsätze*)

45 *Bericht der Enquete-Kommission Auswärtige Kulturpolitik gemäß Beschluß des Deutschen Bundestages vom 23. Februar 1973* (Drucksache des Deutschen Bundestages—以下Drsと略称—7/4121), Bonn, 07.10.1975. (以下*Enquete-Bericht*)

46 *Stellungnahme der Bundesregierung zu dem Bericht der Enquete-Kommission "Auswärtige Kulturpolitik" des Deutschen Bundestages* (Drs 8/927), Bonn, 23.09.1977. (以下*Stellungnahme*)

年<sup>47</sup>、同「グローバル化時代の対外文化教育政策」2011年<sup>48</sup>）、1970年代の3文書の基本的理念は変わらずに引き継がれている。

ただし、より長い歴史的スパンの中で見直してみると、ドイツの対外文化政策には、上に挙げた3つの特徴とはやや違った性質も帯びた「伝統」が存在することが浮き彫りになってくる。そのような「伝統」は、西ドイツ時代にはそれほど公に注目されなかったが、21世紀の今日にその形を現代的に進化させ、ドイツ連邦政府による国際文化関係運営の新たな柱になってきているようにも見える。

「つながり志向」の対外文化政策原則の陰で、それを支えてきた「伝統」とはどのようなものか。なぜ1970年代に、幅広い双方向の関係構築を志向する政策原則が公定化されたのか。西ドイツ時代の原則は21世紀の今日、新たな原則に取って代わられるのであろうか。膨大な歴史のすべてを網羅することはできないが、次節以下、対外文化政策の大きな流れを3つの時期に大別して概観し、これらの疑問への回答を導き出していきたい。

#### 4. ドイツ対外文化政策の歴史的展開（1）帝国期以来の「伝統」

ドイツの対外文化政策の始まりは、帝国創設後の19世紀末に遡る。西ドイツ時代のような公的政策文書による対外文化政策の方針設定は行われなかったが、二度の国家体制変更を経て対外文化政策の実践が積み重ねられ、今日に至る政策実践の事実上の基盤がつけられた。

第二次大戦敗戦までのドイツの国際文化関係運営は、「ドイツ人向け」の文化事業と「非ドイツ人向け」の文化事業という二つの柱から構成された。前者は、ドイツから外国に移民した人びとや、外国に在住するドイツ系少数民族など、世界中の「ドイツ人」のアイデンティティ維持を助ける政策で、今日的な表現でいえばディアスポラ・ディプロマシーである<sup>49</sup>。後者は、諸外国のドイツに対する好感度を上げ、国際的孤立を回避するという、今日一般的にいう文化外交やパブリック・ディプロマシーに相当する政策である。この時期、対外文化政策は全体として自国文化の国際的な振興事業という様相を帯びており、その中核をなしていたのは、どちらかというところ「ドイツ人向け」の政策であった。具体的には、とりわけ外国におけるドイツ学校（Auslandsschulen）の支援が盛んで、これに加えて外国における調査活動の支援を通じた学術研究振興政策が先行的に行われた。これらの活動と比べると、外国の人びととの交流活動は、少なくとも公的政策としてはやや後れて始まった。

20世紀前半までのドイツの国際文化関係運営がディアスポラを中心的対象とすることになった背景には、近代国民国家建設にまつわる独特の事情がある。ドイツ語を話す人びとは、現在のドイツ、オーストリア、ドイツ語圏スイスを中心に、ヨーロッパの広範

47 *Auswärtige Kulturpolitik - Konzeption 2000*, Auswärtiges Amt, Berlin, 2000. (以下*Konzeption 2000*)

48 *Auswärtige Kultur- und Bildungspolitik in Zeiten der Globalisierung*, Auswärtiges Amt, Berlin, September 2011. (以下*AKBP in Zeiten der Globalisierung*)

49 Kishan S. Rana, "Diaspora Diplomacy and Public Diplomacy" in: Zaharna et al. (eds.), *op.cit.*, pp. 70-85.

な地域に生活しており、ドイツ帝国成立後もその領域外に多くの「ドイツ人」が存在していた。また、帝国期には、当時の海外移民ブームに乗って、南北アメリカ大陸やアフリカ、中国などへと移住するドイツ人が続出した。対外文化政策は、そうした「在外同胞」との文化的なつながりを維持する行為をひとつのルーツとして始まったのである。

1878年、外国におけるドイツ学校（ドイツ系住民やドイツからの移住者の子弟にドイツ語教育を施す学校）を支援するための帝国学校基金（Reichsschulfonds、1878年設置）が、帝国政府に設置された。設置当初の予算は微々たるものであったが、世紀転換期に欧米列強の間で在外学校設立競争が激化すると、帝国も対外政策の一環として学校政策に力を入れるようになった<sup>50</sup>。20世紀初頭には、近東や極東において、現地子弟向けの「プロパガンダ学校（Propagandaschule）」が次々と開設され、医学や工学等、実業分野の高等教育機関もつくられた<sup>51</sup>。在外学校においては、ドイツ語での児童生徒の教育だけでなく、成人向けのドイツ語講座も行われた<sup>52</sup>。こうして、ドイツ学校は「在外同胞」の支援拠点としての機能に加え、急速に発展するドイツ帝国の「進んだ」教育や文化を世界の人びとに伝えるショーケースの役割も果たすようになった。「非ドイツ人向け」の対外文化政策が自覚的に追求されるようになったのである。在外学校は、後述するように、今日に至るまで対外文化政策の重要な拠点施設となっている。

学校支援政策と並行しつつ、時代的にはそれに若干先行する形で行われていたのが、国際的な学術研究の振興である。19世紀を通じ、主に地中海地域で考古学や美術史などの調査を行う研究施設が、ドイツ人の手によりつくられていた。帝国創設に伴い、これらの施設の国有化や、帝国予算からの継続的支援等の措置が行われるようになり、オリンピア発掘やシルクロード探査のような現地政府との協定に基づく調査プロジェクトも推進された<sup>53</sup>。

第一次大戦敗戦後に成立したヴァイマル共和国政府は、国際関係運営における文化的次元の重要性を認識し、国際文化関係を意図的に運営し活用しようと試みた。1919年から20年にかけて外務省の機構改革が行われ、文化局が設置された<sup>54</sup>。ヴァイマル期対外文化政策研究の先駆者であるデュヴェルは、大戦末期からドイツ国内に存在していた国民間和解や平和への志向が、国際文化関係の運営を政治面や経済面の外交から相対的に自立させて追求する姿勢につながったと評価している<sup>55</sup>。

このような姿勢の下で、戦間期には、政府が対外文化政策の事業を複数の民間機関へ

50 Jürgen Kloosterhuis, *"Friedliche Imperialisten": Deutsche Auslandsvereine und auswärtige Kulturpolitik, 1906-1918*, Teil 1, Peter Lang, Frankfurt am Main 1994, S. 186ff.; Kurt Düwell, „Zwischen Propaganda und Friedensarbeit - 100 Jahre Geschichte der deutschen Auswärtigen Kulturpolitik“, in: Maaß (Hrsg.), *op.cit.*, 2015, S. 60-61.

51 Manfred Abelein, *Die Kulturpolitik des Deutschen Reiches und der Bundesrepublik Deutschland*, Westdeutscher Verlag, Köln 1968, S. 109-111.

52 Kloosterhuis, *op.cit.*, S. 195.

53 Düwell, *op.cit.*, S. 64-65.

54 Kurt Düwell, *Deutschlands Auswärtige Kulturpolitik 1918-1932*, Böhlau Verlag, Köln 1976, S. 81ff.

55 Düwell, „Zwischen Propaganda und Friedensarbeit“, S. 71-72.

委託する制度が形成される。今日の分権的な事業立案実施体制につながるシステムである。1920年代には、ゲーテ・インスティトゥートやDAADといった主要媒体機関の前身が誕生し、政府の補助金を受けて活動を展開した<sup>56</sup>。在外学校支援に関しては、19世紀末に設立されていた在外ドイツ人連盟（Verein für das Deutschtum im Ausland、略称VDA）<sup>57</sup>が、同様に政府の支援を受けつつ活動した。これらの文化交流専門組織は、帝政期に盛んだった市民の協会活動の流れを汲むものであり<sup>58</sup>、理念的には民族的思想に基づくものから国際主義に基づく相互理解を志向するものまで多様であった。

中でも在外ドイツ人支援活動は、ナチ時代の民族主義政策との連続性という点で特別の注目に値する。第一次大戦敗戦に伴う領土割譲が新しく多数の「在外同胞」を生みだしたことを受けて、ヴァイマル期にはVDA以外にも多数の組織が外務省の支援を受けて活動した<sup>59</sup>。このことについて、植村和秀は、当時のドイツ外務省が在外同胞の支援体制づくりに踏み込んでいたものの、「敗戦国としての立場上、他国の国民である人々への支援を公然化するわけにもいかず、そのため…民間団体と連携し、広報や支援の代行役として、あるいは資金供給の迂回路として、それらを活用した」と論評している<sup>60</sup>。現在のゲーテ・インスティトゥートの前身となったドイツ・アカデミーも、そのような「民族同胞」とのつながりを志向する民間団体のひとつであった。もともと在外ドイツ人の教育啓発活動を中心的目的として設立されたが、他の類似団体との競争で生き残る必要性から外国におけるドイツ語普及に活動を特化するようになり、さらに働きかけの対象を在外ドイツ人から外国人へと切り替えていったという経緯がある<sup>61</sup>。

在外ドイツ人支援団体は、そのすべてが人種主義的な信条に基づくものではなかったが、ナチ党が政権を掌握すると、最終的にはヒトラーの民族政策遂行に従事させられていった<sup>62</sup>。他の分野で活動する文化交流団体も、ナチスに同質化された<sup>63</sup>。1937年9月、ヒトラーがニュルンベルク党大会演説で、フランスや英国の文化攻勢に対抗する必要性を主張したことを受け、外務省の強い統制の下で民族主義政策を遂行する対外文化政策

56 Düwell, „Zwischen Propaganda und Friedensarbeit“, S. 73.

57 Gerhard Weidenfeller, *VDA: Verein für das Deutschtum im Ausland. Allgemeiner Deutscher Schulverein (1881-1918)*, Peter Lang, Frankfurt am Main 1976; Rüdiger vom Bruch, *Weltpolitik als Kulturmission*, Ferdinand Schöningh, Paderborn 1982, S. 36-37.

58 第一次世界大戦前、教養市民層を中心に、在外同胞とのつながりを深めて新興国ドイツのパワーを補強しよう、あるいは、学術的・知的な交流を通して他の列強諸国との間で相互理解を深め、国際関係の悪化をくい止めようなどと主張する人びとが存在し、それぞれの目的に沿って団体や催しを組織していた。Vom Bruch, *op.cit.*, S. 31-39.

59 Tammo Luther, *Volkstumspolitik des Deutschen Reiches 1933-1938*, Franz Steiner Verlag, Wiesbaden 2004, S. 25-57; Ernst Ritter, „Die deutsche Volkstumsarbeit in der Zeit zwischen den Weltkriegen“ in: *Interne Faktoren auswärtiger Kulturpolitik im 19. Und 20. Jahrhundert*, Institut für Auslandsbeziehungen, Stuttgart 1981, S. 183-195.

60 植村和秀「国民国家ドイツの『魅力』と民族メディア」（佐藤卓己・渡辺靖・柴内康文編『ソフト・パワーのメディア文化政策』新曜社、2012年所収）、78頁。

61 Eckhard Michels, *Von der Deutschen Akademie zum Goethe-Institut*, R. Oldenbourg Verlag, München 2005.

62 Luther, *op.cit.*

63 Volkhard Laitenberger, „Organisations- und Strukturprobleme der auswärtigen Kulturpolitik und des akademischen Austauschs in den zwanziger und dreißiger Jahren“ in: Kurt Düwell und Werner Link (Hrsg.), *Deutsche Auswärtige Kulturpolitik seit 1871*, Böhlau Verlag, Köln 1981, S. 72-96.

が整備された<sup>64</sup>。第三帝国期の特筆すべき進展は、対外文化政策の在外拠点として文化会館（インスティトゥート、学院）のネットワークが築かれたことである。文化会館は「ドイツ学術研究所Deutsches Wissenschaftliches Institut」あるいは「ドイツ（文化）会館Deutsches (Kultur-)Institut」と呼ばれ、外務省によってヨーロッパの主要な中立国・西側占領地域・同盟友好国に設立された。会館は教授交換、講演会、展覧会、コンサートなどを独自に企画したほか、人物交流、ドイツ語講座、ドイツ語文献の翻訳などを行った<sup>65</sup>。在外の文化会館を拠点とした文化や言語の伝達という今日に至る文化関係運営のあり方は、ナチ時代に本格的に定着したのである。

以上のように、ナチ時代までのドイツにおいては、今日にも続く対外文化政策のいわば「伝統」が形成された。その趣旨は、国境の向こうにいる在外ドイツ人や外国人と「本国」との関係を、ドイツの言語や文化を伝える事業を通じ、ドイツの国家的発展にとってより良い方向に運営していこうというものである。先述した三つの観点に沿ってその具体的な特徴を整理すると、以下のようになる。

まず、対外文化政策で扱う文化（what）は、言語、学問、芸術といったいわゆる人文的文化であった。とりわけ重要なのは、外国におけるドイツ語の普及が、在外学校や文化会館、ゲーテ・インスティトゥートなど、さまざまな拠点や組織によって推進されたことである。ドイツ語は世界の「ドイツ人」をむすぶ絆であると同時に、外国の人がとが学ぶべき学術や教養のことばでもあり、世界に広がるドイツ文化国民の優秀性の象徴とみなされていた<sup>66</sup>。ドイツ語・ドイツ人文文化伝達の主要な手段として、外国におけるドイツ学校の保護振興事業が対外文化政策の柱となったことも、この時期に確立された「伝統」である。

次に、相手との関係構築方法（how）においては、全体を通してドイツ側からの一方的な関与とドイツ文化の振興が中心であった。帝政期の対外文化政策は、在外学校を通して在外ドイツ人の「ドイツ人」アイデンティティに働きかけるとともに、現地の一般住民に対してもドイツ人の優秀性をアピールすることを柱としていた。「プロパガンダ学校」という名称は、そのような性格を物語っている。ヴァイマル期に関して、デュヴェルは、共和国外務省で「プロパガンダに見えるような行為は厳に回避された」としているが<sup>67</sup>、戦後15年もたたないうちにヒトラーが政権を掌握し、対外文化政策もナチ・イデオロギーの普及機能を担わされていった。とりわけ在外ドイツ人関連の文化団体は、

64 Fritz von Twardowski, *Anfänge der deutschen Kulturpolitik im Ausland*, Inter Nationes, Bonn 1970, S.38; Michels, *op.cit.*, 124ff.; Frank-Rutger Hausmann, „Auch im Krieg schweigen die Musen nicht“, Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 2001, S.19ff.

65 Hausmann, *op.cit.*

66 帝政期のドイツは科学技術大国として繁栄しており、19世紀から20世紀にかけてドイツ語は国際的な学術語となっていた。しかし、第一次世界大戦後、連合国側が国際的学術機関においてドイツ語をボイコットし、ドイツ語は学術語としての地位を失っていった。  
Roswitha Reinbothe, *Deutsch als internationale Wissenschaftssprache und der Boykott nach dem Ersten Weltkrieg*, Peter Lang, Frankfurt am Main 2006.

67 Düwell, „Zwischen Propaganda und Friedensarbeit“, S. 72.

類似組織との競争の中で自発的にナチ・イデオロギーを内面化し実践していったことが明らかにされている<sup>68</sup>。

最後に、中心的主体と組織（who）に関しては、今日のドイツに特徴的な複数民間組織による分権的企画実施体制が、第二次世界大戦前には形成され機能していた。DAADのような「文化の交流」を趣旨とする団体から<sup>69</sup>、ドイツ・アカデミーやVDAのような民族主義色の強い団体まで、多様な思想的立場の団体が外務省の支援を受け、独自の活動を展開した。第三帝国期には、これらの団体はもちろん外務省そのものも、強制的同質化によりナチ党の影響下におかれ、ナチ・イデオロギーの自発的内面化も進んだ。しかし、諸団体が解体されたり党組織に吸収されたりすることはなく、戦局悪化や敗戦により事実上活動ができなくなるまで、組織としての形は保ち続けた。

## 5. ドイツ対外文化政策の歴史的展開（2）断絶と継続、そして戦後の刷新

西ドイツ時代の対外文化政策には、戦前との断絶と継続の両面が認められる。従前の対外文化政策の基調をなしていた「ドイツ人向け」政策は、ナチスの人種政策や拡張主義を連想させ、戦後は内容と実施体制の両面で強く制約された。戦後処理においてドイツの国家は分断、領土も縮小させられ、冷戦で西側陣営に組み込まれた西ドイツは、歴史的に深いつながりがあった中東欧圏との交流がほぼ不可能となってしまった。政府が東ドイツ国家や東部国境を承認しなかったこともあり、政策で扱う「ドイツ文化」の定義や内容も曖昧になった。

断絶の背後で、戦前から引き継がれたものもあった。戦間期に誕生した文化交流専門機関の多くは西ドイツ地域で1950年代に再建され、戦前からの人材や施設を受け継いだ<sup>70</sup>。学校や研究所等の在外拠点も、破壊や接収などを受けたものの、多くは存続した。

新生西ドイツの課題は、冷戦の中で「もうひとつのドイツ」であった東ドイツ（ドイツ民主共和国）との差別化をはかりつつ、このような「遺産」を活用して国際社会に復帰することであり、結果として以前のように複数の分野別専門機関（媒介機関）への助成を通じて文化事業を行う体制が定着した。西側周辺諸国、とりわけフランスとの関係改善には早くから力が入れられ<sup>71</sup>、1963年には独仏協力条約（エリゼ条約）の枠内で独仏青年交流事業がスタートした。1950年代半ば以降、対外文化政策全般により積極的にコミットする必要性を主張する声を外務省の内外から挙がるようになり、60年代後半の

68 Katja Gesche, *Kultur als Instrument der Außenpolitik totalitärer Staaten*, Böhlau Verlag, Köln 2006; Michels, *op.cit.*

69 Volkhard Laitenberger, „Theorie und Praxis der „Kulturellen Begegnung zwischen den Nationen“ in der deutschen auswärtigen Kulturpolitik der 30 Jahre“ in: *Interne Faktoren auswärtiger Kulturpolitik*, *op.cit.*, 196–206.

70 Michels, *op.cit.*, S. 189ff.; Peter Alter, „Der DAAD seit seiner Wiedergründung 1950“, in: Alter (Hrsg.), *Der DAAD in der Zeit*, DAAD, Bonn 2000, S. 53ff.; Institut für Auslandsbeziehungen (Hrsg.), „75 Jahre Institut für Auslandsbeziehungen Stuttgart 1917 bis 1992“, in: *Zeitschrift für Kulturaustausch* 1992/1, S. 146.

71 Lily Gardner Feldman, *Germany's Foreign Policy of Reconciliation*, Rowman & Littlefield, Lanham 2012, pp. 28–29.

ブランド（Willy Brandt）外相時代には、文化政策は「外交の第三の柱」であるという常套句が定着した<sup>72</sup>。そして、戦後復興が終了し社会変革の波を経た1970年代になって、外務省、連邦議会、連邦政府それぞれが発行する対外文化政策に関する公的文書を発行し、第3節で整理した三つの特徴——幅広い文化概念、双方向の交流、分権的实施体制——をもつ対外文化政策の原則が公定化した。

これら文書が発表されたのは、連邦共和国が東ドイツやソ連圏諸国との間で一定の外交関係を運営できるようになり、「ヨーロッパ統合と世界平和に貢献する民主主義の国」というアイデンティティを確立した時期であった。3点の政策文書が標榜した「分権的な実施体制の中で、幅広い文化概念に基づき、社会レベルで双方向の国際協力を促進する」という対外文化政策原則は、そうした西ドイツの国家としての姿勢を反映している。すなわち、当時の政府・議会関係者たちは、中長期的な互惠の国際文化関係の構築作業を通じて、20世紀半ばまでの「以前のドイツ」や当時の東ドイツ（「もうひとつのドイツ」とは異なる「新しいドイツ」を、国際社会の中に位置づけていこうとしたと評価できる。

こうした「新しいドイツの対外文化政策」原則は、とりわけ最初の政策文書「対外文化政策の指針」が公表された1970年頃においては、その革新性が社会全般においても評価された。ジャーナリストのシュヴァープ＝フェリッシュ（Hans Schwab-Felisch）は、1970年の論説で、当時外務省の政務次官であったダーレンドルフ（Ralf Dahrendorf）が対外文化政策を「ナショナルで美的なゲッター」から脱却させようとしていることを、ブランド政権の東方政策と並べて「19世紀的な構造と思考法をすべて清算しようとする動きの一部」として評価している<sup>73</sup>。確かに、エリート主義的な人文的文化の概念を「広げる」こと、自国の優越性を押しつけず対等な目線で相手と交流すること、国家が文化を主導するのではなく社会レベルの国際文化交流を側面支援することは、いずれも前世紀的な文化や政治に関する観念の刷新とつながっている。

ただ、1970年代に確立した対外文化政策原則は、戦前に形成された「伝統」と完全に対立していたであろうか。あるいは、3点の公的文書によって、そうした「伝統」が否定されたのであろうか。答えはいずれも否である。

まず、中心的主体と組織（who）に関して言えば、原則文書は「複数の民間団体を政府が支援する」というヴァイマル時代以来の基本構造を継続し公式化したにすぎない。政府と媒介機関の間には枠組み契約が結ばれ、媒介機関の自主性が確認されたが、1975年の連邦議会『調査委員会報告』では、実際には媒介団体の裁量をどの程度保障するかについて与野党勢力の間で意見が割れ、両論併記の形となった<sup>74</sup>。

次に、事業で扱う文化の内容（what）についてみると、ドイツ語普及と在外学校支援という伝統的重点が、西ドイツ時代を通じて対外文化政策の中核的事業分野であり続

72 川村陶子「冷戦期ドイツの対外文化政策」（『国際政治』第168号、2012年2月所収）、76-82頁。

73 Hans Schwab-Felisch, „Die Emanzipation der Kulturpolitik“, in: *Merkur* 5/1970, S. 498-499.

74 *Enquete-Bericht*, Ziffer 41-45.

けた。実は、3点の政策文書のうち1970年の『指針』は、ドイツ語は「我が国の外国における活動の手段であって、目的ではない」とし、交流事業においては必要に応じドイツ語以外の諸言語も積極的に使用すべきだと主張していた。同文書はまた、今後は文化会館を対外文化政策の拠点として積極的に活用すべきだとし、その一方で在外学校については支援する学校の数や地域的重点の抜本的な見直しを迫っていた<sup>75</sup>。しかしながら、その後に出された二つの文書は、ドイツ語を重要課題リストの最初におき、それぞれ「対外文化関係の重要な要素」（『調査委員会報告』）「我が国文化の中心的構成要素であり、国民間理解の重要な媒体」（『連邦政府答申』）と評価した<sup>76</sup>。また、在外学校支援事業については、「改革が必要」としつつも、ドイツ語に次ぐ重点事業と位置づけた<sup>77</sup>。外務省の対外文化政策予算において、学校予算は全体の約3分の1をコンスタントに占め続けながら今日に至っている。

最後に、相手との関わりかた（how）については、3点の政策文書は確かに、一方的な働きかけではなく「交流と協力」「パートナーシップ原則」「パートナー的協力」が重要であること、対外文化政策の長期的な性格を重視すべきであることを明記していた<sup>78</sup>。しかし同時に、『調査委員会報告』は「変化する世界の中で、連邦共和国を文化国家（Kulturstaat）として正統化すること」を対外文化政策の目標に掲げた<sup>79</sup>。『連邦政府答申』は同報告の見解に同意し、加えてさらに「文化的業績の表出によってドイツ連邦共和国の声望を高めること」を国際文化関係の課題と位置づけた<sup>80</sup>。その後、とりわけ発展途上国との文化関係において相手側の文化的アイデンティティを尊重する必要性が強調され<sup>81</sup>、実際に文化会館で現地人アーティストを支援するなどの事業が行われている。ただし、相手側からみて「対等なパートナーシップ」がどの程度実現されているかは、必ずしも明らかでないようである<sup>82</sup>。

以上から分かることは、1970年代に確立した対外文化政策原則は、幅広い文化概念に基づく互恵的関係の構築をうたっていたが、この原則は帝政期以来の「伝統」と必ずしも矛盾するものではなく、むしろその一部は「伝統」の流れに乗る性質も帯びていたことである。全体的には「つながり志向」へと大きく舵を切っているが、とりわけ対外文化政策の資源（ドイツ語と在外学校）や制度的基盤（複数の民間団体への委託）におい

75 *Leitsätze*, II.3.

76 *Enquete-Bericht*, Ziffer 37-40; *Stellungnahme*, Ziffer 18-21.

77 *Enquete-Bericht*, Ziffer 47-50; *Stellungnahme*, Ziffer 22-37.

78 *Leitsätze*, I.5; *Enquete-Bericht*, Ziffer 16, 19; *Stellungnahme*, Ziffer 7.4.

79 *Enquete-Bericht*, Ziffer 20.

80 *Stellungnahme*, Ziffer 7.1, 7.5.

81 *Zehn Thesen zur kulturellen Begegnung und Zusammenarbeit mit Ländern der Dritten Welt*, Auswärtiges Amt, Bonn 1982.

82 Grit Köppen, "In-between Space(s) : Challenges and Collaborations within Foreign Cultural Policy" (paper presented at the 8th International Conference on Cultural Policy Research, Hildesheim 2014). この研究報告では、エチオピアとケニアのゲーテ・インスティトゥートと協働する現地アーティストにインタビューを行った。アーティストたちは、ゲーテ・インスティトゥートにさまざまな意味で依存する状態におかれる上、個々の事業にフォローアップがない（いわば使い捨てにされる）ことに不満を表明している。

では、それ以前の時代からの遺産を引き継いでいる部分が多い。次節で検討するように、これらの遺産は、ドイツ統一後の今日においても脈々と生き続け、新しい時代的文脈に合わせて活用されている。

## 6. 21世紀における対外文化政策の状況

東西統一から約四半世紀を経て、ドイツの対外文化政策は、さまざまな面で新しい展開をみせている。その特徴は、四つのキーワードで整理することができる。

### (1) ヨーロッパ

今日の対外文化政策の大きな眼目は、「ヨーロッパのドイツ」意識を国内外で強化し、ヨーロッパの統合と協力に貢献することである。

ヨーロッパ統合において、教育文化政策は長年各国の主権にゆだねられてきた。しかし、欧州連合創設以降は、共通教育空間の構築、ヨーロッパ文化遺産の認定など、さまざまなEUレベルの政策が打ち出されている<sup>83</sup>。ヨーロッパの民主主義諸国間の文化協力を戦後一貫して進めてきた欧州審議会では、EUとも連携しつつ多言語・複言語主義を推進したり、域内の諸都市で交流志向の多文化共生政策（「インターカルチュラル・シティ」）を進めたりなど、独自の政策を行っている<sup>84</sup>。

ドイツは、こうしたヨーロッパの文化政策に積極的にコミットしている。ゲーテ・インスティトゥートやDAADなど連邦の対外文化政策の専門機関は、EU加盟国文化機関のネットワーク（EUNIC）で活動する<sup>85</sup>、EU文化政策の実行主体となる<sup>86</sup>といった形で、ヨーロッパレベルのアクターとしても活躍している。連邦政府は、多国間の文化政策と並行して、ヨーロッパ各国との二国間文化交流にも力を入れている<sup>87</sup>。

対外文化政策の「ヨーロッパ志向」の背景に、ユーロ危機が続く中でEU内の「勝ち組」ドイツに対する不信を払拭し、加盟国の国民間関係を強化する必要性があることは確かである。しかし、具体的な事業展開に注目すると、文化面のヨーロッパ協力を通して、(いわゆる国際主義的な)信頼関係強化のみならず、より実利的な国益が追求されていることが透けて見えてくる。たとえば、高等教育や職業研修の分野で、財政難に苦しむ南欧諸国からの人材受け入れが進むことは、少子高齢化に悩むドイツの経済社会にとっても

83 欧州委員会では、文化政策を主に創造産業、視聴覚、文化遺産から成る政策分野と位置づけており、教育・職業訓練政策、言語政策、スポーツ政策と同じ総局で管轄しつつ、それらとは別個の政策として推進している。European Commission “Culture” <[http://ec.europa.eu/culture/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/culture/index_en.htm)>、2015年9月14日閲覧。人文的文化概念の現代版ともいえる定義である。

84 欧州審議会のウェブサイトでは、「文化は民主主義の魂」というキャッチコピーの下、都市の文化政策や遺産保護政策などを通じて文化的多様性を推進している。Council of Europe “Culture, the soul of democracy” <<http://www.coe.int/t/dg4/cultureheritage/>>、2015年9月14日閲覧。

85 17. Bericht AKB, S. 110.

86 DAADは、EUの大学協力事業を紹介する専用のウェブサイト进行している。eu.daad.de <<https://eu.daad.de/>>、2015年9月14日閲覧。

87 17. Bericht AKB, S. 70-79.

大きな利益である<sup>88</sup>。また、ドイツは欧州審議会やEUにおける多言語・複言語主義推進の旗振り役になっているが、英語以外の言語の学習や使用を促すことは、ヨーロッパ域内で最大の話者数を誇るドイツ語の普及にとって追い風となる。ゲーテ・インスティトゥートのリムバッハ前総裁（Jutta Limbach、在任2002～08年）は、欧州委員会委嘱の諮問グループで母語以外の二言語修得（「個人選択言語 personal adoptive language」の学習）を提言し<sup>89</sup>、「英語は必須、ドイツ語はプラス」（“Englisch ist ein Muss, Deutsch ist ein Plus”）という名言を残した<sup>90</sup>。

21世紀に入ってからのドイツは、対外文化政策において、ヨーロッパの中心的価値である民主主義や人権などの概念を、積極的に世界に伝える姿勢を打ち出している。そのような志向は、シュレーダー社民・緑の党連立政権のフィッシャー外務大臣（Joschka Fischer）時代に外務省が公表した「対外文化政策2000年構想」に明らかである。同構想は、冒頭で、対外文化政策は「民主主義の促進、人権の実現、持続可能な成長、科学技術の進歩への関わり、貧困との闘い、自然資源の保護といった価値を志向する」と明言し、「ヨーロッパ文化の一部としてドイツ発の文化を伝達する」と述べている<sup>91</sup>。

## (2) 立地としてのドイツ

経済や教育がグローバル化する今日、ドイツでは国の目指す方向として「立地 (Standort)」という表現が好んで使われる。Standortは優秀な人や企業を惹きつける磁場のような場所を指すことばであり、教育立地 (Bildungsstandort)、研究立地 (Forschungsstandort) といった複合語の形で使用されることもある。「立地」のスローガンが意味するのは、大学の国際化や教育研究力の強化を推進することにより、世界中のすぐれた人材をドイツに集めようということである。

対外文化政策における「立地」志向は、1990年代に大学の国際化戦略などの形で始まっていたが、21世紀になってさらに強化されている。2011年9月に外務省が発表した原則文書「グローバル化時代の対外文化教育政策」は、対外文化政策の具体的課題4点のうち、「対話、交流、協力」に次ぐ2番目の重要課題として「経済、学問、イノベーションの立地ドイツの推進」を掲げた<sup>92</sup>。

「立地としてのドイツ」推進にともない、ドイツ語普及や在外学校支援といった対外文化政策の伝統的手段が強化されている。連邦政府は、2010年に「ドイツ語はアイデアの言語」キャンペーンを開始し、世界各地で積極的なドイツ語普及に乗りだした。ドイツ語の学術語としての地位を強化し、優秀な人材をドイツの教育研究機関に集めるこ

88 稲田信司「南欧の頭脳 独が受け皿」（『朝日新聞』2013年5月20日夕刊）。

89 *A Rewarding Challenge: How the Multiplicity of Language Could Strengthen Europe* (Proposals from the Group of Intellectuals for Intercultural Dialogue set up at the initiative of the European Commission), Brussels 2008.

90 Jutta Limbach, „Berliner Lektion: Ich liebe unsere Sprache“ 30.01.2005.  
<<http://109.68.50.141/mmo/priv/367926-STANDARD.pdf>>（ゲーテ・インスティトゥートウェブサイトに掲載）、2015年9月14日閲覧。

91 *Konzeption 2000*, I.2, I.3.

92 *AKBP in Zeiten der Globalisierung*, „Ziele“.

とをねらいとしている<sup>93</sup>。一方、ゲーテ・インスティトゥートは、ドイツ語普及事業の基盤として、ドイツ語の世界における役割について議論する場を積極的に設けている。2006年から07年にかけて実施されたプロジェクト「ことばの力」では、個人や社会の発展における言語の重要性を中心的テーマとしつつ、その枠内でドイツ語の重要性に関する討議も行った<sup>94</sup>。2014年1月には、ドゥーデン出版社などと共同でDeutsch 3.0というプロジェクトを開始し、グローバル化と多言語化が進む今日、ドイツ語が経済や学術などの場でどのような位置を占めるのか議論している<sup>95</sup>。

在外学校支援の分野では、2008年に、当時のシュタインマイヤー外相（Frank-Walter Steinmeier）が、ドイツ語教育に力を入れている外国のパートナー学校（Partnerschule）の支援と連携を強化するプログラムPASCH-NETを開始した<sup>96</sup>。2015年現在、世界中で1,800以上の学校が加入している。インターネットを活用して児童生徒の交流や教育技術の向上に取り組む、優秀な生徒にドイツで学ぶための奨学金を供与するなど、早期からの「知独派」育成と人的ネットワーク形成に力が入れている。2000年代には高等教育レベルでの支援も本格化し、DAADを通じて外国（主に途上国）でドイツの制度に倣った大学の設立や運営を支援している。2014年現在ではハンガリー、エジプト、ヨルダン、トルコなど9箇所に、そのような大学が存在する<sup>97</sup>。これらの大学では、ドイツ語の教育、ドイツのパートナー大学との教授や学生の交換が制度化されているほか、優秀な現地学生がドイツの大学院へ留学できる機会もある。

今日のドイツにおける「立地」志向の特徴は、それが優秀な人材の留学や移住の促進という具体的な形を帯びようになっていることである。次項でとりあげる「移民国」への転換が、そうした新展開の背景要因の一つとなっている。

### (3) 移民統合

原則文書「グローバル時代の対外文化政策」では、対外文化政策の課題の4つ目として、「一時的あるいは永続的にドイツに滞在したいと望む人びとを、ドイツに呼び寄せること」を挙げている<sup>98</sup>。こうした目標設定は、同文書発表の15年ほど前には考えられなかったものである。連邦共和国は、建国以来一貫して、血統主義的国籍原則を維持し

93 Auswärtiges Amt, „Deutsch – Sprache der Ideen“

<[http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Aussenpolitik/KulturDialog/Initiativen/DSDI/Uebersicht\\_node.html](http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Aussenpolitik/KulturDialog/Initiativen/DSDI/Uebersicht_node.html)>、2015年9月14日閲覧。「ドイツ語—アイディアの言語」という名称は、2005年に始まった「アイディアの国ドイツ（Deutschland – Land der Ideen）」キャンペーンからヒントを得ている。「アイディアの国」は、連邦政府とドイツ産業界の協力で2005年から進められている運動で、もとはサッカーワールドカップ開催（2006年）にあたってドイツの肯定的イメージを高めるために始まった。世界の主要各国、とりわけ中国やインドなどの人材豊富な新興経済国において、教育研究の立地としてのドイツの魅力を広めるイベントが開催されている。Deutschland – Land der Ideen <<https://www.land-der-ideen.de/>>、2015年9月14日閲覧。

94 Goethe-Institut „Die Macht der Sprache“

<[http://www.goethe.de/lhr/prj/mac/deindex.htm?wt\\_sc=die-macht-der-sprache\\_](http://www.goethe.de/lhr/prj/mac/deindex.htm?wt_sc=die-macht-der-sprache_)>、2015年9月14日閲覧。

95 Goethe-Institut „Deutsch 3.0“ <<http://www.goethe.de/lhr/prj/d30/deindex.htm>>、2015年9月14日閲覧。

96 Schulen – Partner der Zukunft <<http://www.pasch-net.de/>>、2015年9月14日閲覧。

97 DAAD „Hochschulgründungen im Ausland“

<<https://www.daad.de/hochschulen/hochschulprojekte-ausland/gruendung/de/>>、2015年9月14日閲覧。

98 AKBP in Zeiten der Globalisierung, „Ziele“.

続けてきた。しかし、少子高齢化と多文化化が進行する中、徐々に法律が改正され、2005年には移住法が発効してドイツは正式に「移民国」となった。

こうした変化に伴い、対外文化政策の「ドイツ人向け」側面が新たな展開をみせている。「ドイツ人向け」といっても帝国主義時代とは異なり、ドイツ語を母語とせず血統的にもドイツ系とは限らないけれど「ドイツ人」あるいは「ドイツ社会の一員」になりたいと望む人びとを対象とした言語・文化政策である。

移住法の導入により、ドイツでの長期居住には一定程度のドイツ語能力修得が必須条件となった。語学講座とドイツの法律や歴史などのオリエンテーション講座から成る「統合コース」が国内各所に設置され、家族呼び寄せで来独する配偶者などには同コースの受講が義務づけられている。「統合コース」の開発や実施においては、対外文化政策における「外国語としてのドイツ語 (DaF)」普及ノウハウや、文化交流のインフラが大いに活用されている。ゲーテ・インスティトゥートでは、国内で運営するドイツ語学校で「統合コース」を実施するほか、在外の文化会館で移住希望者向け語学講座を整備し、ネットでのドイツ語学習や異文化適応アドバイジングも強化している。2012年には、移民関連のサービスやトピックを一堂に閲覧できるポータルサイト「移住と統合」を開設した<sup>99</sup>。2013年末に成立したメルケル大連立政権では、対外文化政策担当の外務政務次官に、首相府の移民・難民・統合担当官を8年間務めたベーマー (Maria Böhmer) が任命された。こうした人選は、対外文化政策の移民統合機能を今後さらに強化しようという、連邦政府の意向の表れと考えてよいだろう。

#### (4) 平和への貢献

先述の「2000年構想」では、ヨーロッパ的価値の伝達とならび、対外文化政策を紛争予防や平和構築に積極的に活用していくべきことが明言された<sup>100</sup>。紛争予防や平和構築は、当時のシュレーダー—フィッシャー赤緑政権における外交の主要課題であった。これを受けて、2001年には、媒介機関のひとつである対外関係協会 (ifa) が、文民の紛争解決プログラム zivik を開始した<sup>101</sup>。zivikは、世界各地の危険地域で、紛争予防や紛争後の平和構築作業に関わるNGOのプロジェクトを支援する事業である。アフリカの大湖沼地帯、中東のイスラエルやレバノン、アジアのネパール、スリランカ、カンボジア、フィリピンなどが重点地域に指定されており、毎年約70件のプロジェクトへの支援が行われている。

平和構築の分野においては、ゲーテ・インスティトゥートも独自の活動を行っている。アートや映画、文学などの文化事業を通じて、集い、共同作業し、共感を身につける機会を提供することで、対立やわだかまりを抱える人々の間に信頼を醸成していく「文化

99 Goethe-Institut „Migration und Integration“

<[http://www.goethe.de/lhr/prj/daz/deindex.htm?wt\\_sc=migration](http://www.goethe.de/lhr/prj/daz/deindex.htm?wt_sc=migration)>、2015年9月14日閲覧。

100 *Konzeption 2000*, I.1.

101 ifa „zivik“ <<http://www.ifa.de/zivik.html>>、2015年9月14日閲覧。

イニシャティブ」に力を入れている<sup>102</sup>。2008年から2009年にかけては、日本の国際交流基金と共同で国際シンポジウム・シリーズを開催し、危機や紛争にさらされた地域で文化的な対話を深めるために両国がとっている戦略や手法を学び合う機会を設けた<sup>103</sup>。また、さらに最近では、シリアからヨルダンやトルコに逃れた難民に対し、芸術活動によるトラウマ緩和や難民アーティストのサポートなどの支援活動も行っている<sup>104</sup>。

ゲーテ・インスティトゥートはまた、独裁や侵略戦争、ホロコーストの歴史を背負い、「過去の克服」に取り組んできたドイツの経験を、歴史問題を抱える他の国々へ伝える活動も積極的に行っている。2007年7月から12月にかけては、日本でも「連続企画 和解への道」と題した催しを行い、東京や京都のドイツ文化センターを拠点に、ヨーロッパと東アジアの「過去の克服」について考えるシンポジウムなどを開催した<sup>105</sup>。現在は、イスラーム圏との対話のためのWebマガジンFikrun wa Fann (“Art and Thought”)に「過去の克服」のテーマページを設けており、ヨーロッパとイスラーム圏の歴史や記憶に関するさまざまなトピックを取り上げた記事を掲載している<sup>106</sup>。最近の動きとしては、第一次世界大戦開戦100周年を記念して「未来志向の視点を得るために過去をふり返る」事業を世界各地で行い、その成果を特設ウェブサイトで公開している<sup>107</sup>。ゲーテ・インスティトゥートにおいて、「過去の克服」関連の事業は、いわば昔からの得意芸であるが、2000年代以降には現実に歴史問題を抱える国や地域に向けての情報発信にとくに力を入れている。

## 7. 考察：新たな刷新か、「伝統」回帰か

前節で挙げた21世紀の対外文化政策のトレンドを、どのように評価すべきだろうか。今日の対外文化政策は、歴史の流れの中に位置づけてみると、西ドイツ時代の刷新をさらに打ち破る「新たな刷新」であり、同時に「『伝統』回帰」でもあるという両義的な性格を帯びている。

21世紀の対外文化政策に、従前とは異なる新機軸がみられることは明らかである。教

102 福島安紀子『紛争と文化外交』慶應義塾大学出版会、2012年、121-149頁。

103 『平和のための文化イニシャティブの役割～日独からの提言～』国際交流基金、2009年。

104 イスタンブールのゲーテ・インスティトゥートの難民支援活動に関するインタビュー記事 „Wir hoffen, dass wir weiterarbeiten können“ <<https://www.goethe.de/de/uun/akt/20590560.html>>、2015年9月3日最終更新。なお、2015年9月、日本美術協会はゲーテ・インスティトゥートの難民支援活動に1億円を寄付した。„Japan Art Association unterstützt Flüchtlingsarbeit des Goethe-Instituts mit 100 Millionen Yen“ <<https://www.goethe.de/de/uun/prs/prm/20604043.html>>、2015年9月14日閲覧。

105 催しが行われた当時は、連続企画専用のウェブサイトが設けられ、日本のゲーテ・インスティトゥートのサイトからリンクが張られていたが、2015年9月時点では閲覧できない状態になっている。なお、同企画をふまえた出版物に、佐藤健生、ノルベルト・フライ編『過ぎ去らぬ過去との取り組み 日本とドイツ』岩波書店、2011年がある。

106 Fikrun wa Fann “Coming to Terms with the Past” <<http://www.goethe.de/ges/phi/prj/ffs/the/a98/enindex.htm>>、2015年9月14日閲覧。ウェブサイトは英語、アラビア語、ドイツ語、ベルシャ語の4カ国語対応。

107 Goethe-Institut “1914/18 - 2014/18: Retrospektiven, Paradoxien, Perspektiven” <[http://www.goethe.de/ges/prj/nzv/deindex.htm?wt\\_sc=1914-18\\_](http://www.goethe.de/ges/prj/nzv/deindex.htm?wt_sc=1914-18_)>、2015年9月14日閲覧。英語・ドイツ語対応。

育文化政策のヨーロッパ化や、対外文化政策の移民統合機能強化は、いずれも国民国家形成原理の変更を迫るものであり、帝政期以来対外文化政策の核をなしてきたエスニック的ドイツ中心主義からの脱却を示唆している。ヨーロッパ的価値の伝達や平和への積極的貢献の姿勢は、第二次世界大戦敗戦以降、「過去の克服」と民主主義建設、地域統合を進めてきた成功国としての自信に裏づけられている。自己批判的で、ともすればやや自虐的な姿勢に陥りがちであった西ドイツ時代の控えめさとは対照的である。

他方で、ドイツの国や教育、言語などに肯定的な価値を認め、外へ普及しようとする連邦政府の姿勢は、初期の対外文化政策に特徴的だった「世界に広がる文化国民」の意識を彷彿とさせる。外国のドイツ学校を質の高い教育への踏み台として、ドイツ語をクリエイティブな活動への鍵として、それぞれ活用し普及する方針は、帝政期における「プロパガンダ学校」の発想と通底している。立地論の隆盛が象徴するように、国としての好感度を上げることが対外文化政策の主要な目標となっている状況からは、文化政策がある意味ナショナリズムの強化手段となっていると解釈することも可能であろう。

国際文化関係運営の視点からみても、21世紀の対外文化政策は、西ドイツ時代の「対話的關係構築アプローチ」とそれ以前からの「伝統的アプローチ」の両方の性格を帯びている。民主主義建設や平和構築という重点テーマは、文化事業の内容 (what) をアクチュアルな政治社会の幅広い問題関心へと広げていくものであるが、同時にドイツ語普及や学校支援というなじみ深い事業もますます強化されている。相手との関わり方 (how) の面では、zivikに代表されるような、関係主体間での対話を促し、信頼に基づく「つながり」づくりに取り組む事業に力が入られている一方で、ドイツの肯定的な経験をやや「上から目線」的に伝達する「働きかけ」に近い性質も感じられる<sup>108</sup>。

新たな刷新か、「伝統」回帰か。両義的な政策状況のどちらにより重みがあるのか、あえて選ぶとするなら、現在の勢いは後者にあるかも知れない。とはいえ、こうした傾向を、帝政ドイツ、まして第三帝国にみられたような、自民族優越主義や国家至上主義とイコールで結ぶのは間違いである。

そもそも、ヨーロッパ化とグローバル化の中、ドイツの国や社会の内部が多様化し、「ドイツ文化」自体のありようが1世紀前とは全く異なっている。文化政策の戦前回帰がもはやあり得ないことは、「ドイツ人向け対外文化政策」の変容が物語っている。そして、文化事業の決定 (who) は複数の媒介機関の自主裁量にゆだね、相手との関わり方 (how) については対話や協力を重視する西ドイツ時代以来の原則は、一貫して維持されている。ゲーテ・インスティトゥート、DAAD、ifaなど、各分野で専門的ノウハウをもった媒介機関が、アーティスト、大学、市民社会などの世界中のパートナーと連携して事業を展開している。

108 ドイツの「対話的アプローチ」について、最近の研究では、ドイツで使われている「対話」概念の内容は曖昧であり、またパートナーとの対話の結果ドイツ側が態度を変えるところまで踏み込んでいるかはわからないと指摘している。Pament, *op.cit.*, pp. 26-27.

立地論の隆盛や移民統合機能の強化にみられる対外文化政策の新機軸は、グローバルな競争の中、ドイツが優秀な人材を惹きつけ発展していくために、世界の中で魅力的でありたい、そうなくてはならないという意識の表れでもある。しかし、そこで追求されるドイツの魅力とは、ナショナルな枠の一枚岩的な強さよりもむしろ、「国際的な対話と協力を推進する国」「多様な人びとが社会の構成員となり、創造力を発揮できる国」といった、調整役あるいは媒介の場としての魅力であるように思われる。21世紀の国際関係に即した国のかたちを、ドイツ語や在外学校といった資源を活用しつつ、さまざまな社会的主体の交流を促す形で追求する——対外文化政策の最前線からみえてくるのは、そのように努力するドイツの姿である。

### おわりに——「固有の資源の活用」と「多様な社会的メカニズムの尊重」

本稿では、ドイツの対外文化政策について、パブリック・ディプロマシーの研究動向との関連、および国際文化関係運営の観点からその特徴を整理した上で、帝政期から21世紀の今日にいたる展開を概観し、その刷新と継続の様相を考察した。歴史の流れの中では、第二次世界大戦の前後、そして20世紀から21世紀への転換の前後においてそれぞれ、文化概念の拡張と双方向性への志向（少なくとも理念上では）、ヨーロッパ化と移民の受け入れ・統合という、前時代の対外文化政策からの脱皮傾向がみられた。

同時に、対外文化政策において、歴史を通じて継続している要素もまた明らかになった。第一に、ドイツ語と在外学校という「固有の資源の活用」、そして第二に、さまざまな非国家主体の国境を越えた関係構築を政府が側面支援するという「多様な社会的メカニズムの尊重」である。

ある政策の展開を歴史的に考察する場合、論理的には通常、「継続と刷新」という順番で論述する方が、より自然かも知れない。しかし、本稿で敢えて「刷新と継続」という逆順で検討したのは、ドイツの対外文化政策、そして文化外交という国際文化関係運営全般の、時代を超えた本質に迫りたかったからである。国際文化関係運営行為の本質を検討することは、パブリック・ディプロマシーの研究や実践において「つながり志向」を実際の政策にどう具現化したらよいかを考える上でも、何らかのヒントになりうると考える。

理論的枠組み、事例研究のいずれにおいても、文化外交の研究にはまだ多くの課題が残っている。本稿ではとりわけ、ドイツの対外文化政策を語る上でのキーワードとなっている「双方向」や「対話」について、十分に検討することができなかった。自己と異なる文化（ドイツの場合はとくに非ヨーロッパ的文化）の背景をもつ「他者」と向き合い、ともに生きる上で、双方向の対話的な関わり合い方が実践できるかどうかは重要なテーマである。引き続き研究を重ねていきたい。

PRINTED BY  
SEIKO-SHA CO. LTD.  
1-5-15, NISHITSUTSUJIGAOKA, CHOFU-SHI, TOKYO

Seikei University  
3-3-1, Kichijoji-Kitamachi, Musashino-shi,  
Tokyo, 180-8633 Japan